

岩手県議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 2 月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 4 号

岩手県議会基本条例の一部を改正する条例

岩手県議会基本条例（平成20年岩手県条例第72号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（政務調査費）</u></p> <p>第19条 議員の<u>調査活動</u>の基盤の充実を図り、もって議会の審議、立案等の機能を強化するため、<u>政務調査費の交付に関する条例（平成13年岩手県条例第37号）</u>で定めるところにより、議員に<u>政務調査費</u>を交付する。</p> <p>2 議員は、<u>政務調査費の交付に関する条例</u>で定めるところにより、<u>政務調査費</u>の使途を明らかにしなければならない。</p> <p>（議会図書室）</p> <p>第28条 議長は、議員の調査研究に資するために法第100条第18項の規定により設置する議会図書室を適正に運営し、及び管理するとともに、その機能の強化に努めるものとする。</p>	<p><u>（政務活動費）</u></p> <p>第19条 議員の<u>調査研究その他の活動</u>の基盤の充実を図り、もって議会の審議、立案等の機能を強化するため、<u>政務活動費の交付に関する条例（平成25年岩手県条例第1号）</u>で定めるところにより、議員に<u>政務活動費</u>を交付する。</p> <p>2 議員は、<u>政務活動費の交付に関する条例</u>で定めるところにより、<u>政務活動費</u>の使途を明らかにしなければならない。</p> <p>（議会図書室）</p> <p>第28条 議長は、議員の調査研究に資するために法第100条第19項の規定により設置する議会図書室を適正に運営し、及び管理するとともに、その機能の強化に努めるものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成25年 3 月 1 日から施行する。